

## デイサービスセンター CLUB RIVER 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人真光会が開設するデイサービスセンター CLUB RIVER (以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護 (以下「通所介護」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業における国の基準による通所型サービス (以下「通所型独自サービス」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業における軽度者向けの通所型サービス (以下「市独自基準通所型」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者、要支援者、事業対象者 (以下「要介護者等」という。)である利用者に対し、適正な通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

通所型独自サービス、市独自基準通所型においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

通所型独自サービス、市独自基準通所型においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名 称 デイサービスセンター CLUB RIVER

2 所在地 東京都青梅市長淵4丁目377番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、職務の内容は次のとおりとし、員数は契約書別紙のとおりとする。

1 管理者

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 生活相談員

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供を行う。

3 介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

4 看護職員

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

5 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、助言を行う。

6 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分(7時間以上8時間未満)までとする。

延長の場合 午前9時30分から午後6時45分(9時間以上10時間未満)

午前9時30分から午後7時45分(10時間以上11時間未満)

午前9時30分から午後8時45分(11時間以上12時間未満)

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

通所介護、通所型独自サービス 1単位 定員15名

市独自基準通所型 定員 4名

(通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の内容)

第7条 通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 1 身体介護に関すること  
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する  
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること  
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する  
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること  
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する  
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 4 機能訓練に関すること  
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
- 5 口腔ケアに関すること  
口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う
- 6 アクティビティ・サービスに関すること  
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。  
例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 7 送迎に関すること  
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う
- 8 相談・助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(利用料等)

- 第8条 通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型を提供した場合の利用料の額は、契約書別紙によるものとし、それぞれのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 2 食事の提供に要する費用については、契約書別紙に掲げる費用を徴収する。
  - 3 おむつ代については、契約書別紙に掲げる費用を必要に応じて徴収する。
  - 4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで（往復）に要した実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、契約書別紙に掲げる費用を徴収する。
  - 5 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護にかかる居宅介護サービス費用基準額を超える費用については、実費相当額を徴収する。（通所介護のみ）
  - 6 その他、通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用等については、契約書別紙に掲げる費用を徴収する。

- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、青梅市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者は、通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- 2 利用者に対する通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 利用者に対する通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

- 第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(相談・苦情対応)

- 第14条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故処理)

- 第17条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(地域との連携など)

- 第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項においては「運営推進会議」という。）を設置し、概ね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

- 第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第21条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。又、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2か月以内
  - 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
  - 3 事業所は、適切な通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型の提供を確保する観点から、従業者又は利用者等から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 4 事業所は、通所介護、通所型独自サービス、市独自基準通所型に関する記録を整備し、サービスが終了した日から2年間保存するものとする。

- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人真光会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成25年12月 1日から施行する。  
平成26年 4月 1日一部改定する。  
平成26年 7月 1日一部改定する。  
平成28年 4月 1日一部改定する。  
平成29年 4月 1日一部改定する。  
平成30年 4月 1日一部改定する。  
令和 1年10月 1日一部改定する。  
令和 6年 4月 1日一部改定する。